

# いのちと健康

## ニュース

NO. 50

1993年10月15日

愛知働くもののいのちと健康を守るセンター

名古屋市中区平和二丁目2番3号

高齢者労働会館5F TEL. FAX 052-322-0406

編集発行責任者 中原 東四郎

健康と人間らしさをとりもどそう！

### 夜勤問題と規制についての懇談会

9/24、愛知健康センターで開催

夜勤問題については、以前に「職場の健康問題研究会」と「愛知統一労組懇」と共同して「夜勤シンポ」を行ない、夜勤労働の実態をさまざまな職場、産別組合から報告頂き健康や人間らしい生活のあり方から問題にしてきました。

また、健康センターも実行委員会に加わった「看護シンポ」では、看護婦・医療労働者の夜勤問題も論議の対象にしてきました。

それに、健康センター主催の「いのちと健康大学」では、名古屋大学医学部の小野雄一郎先生から、夜勤労働と健康、規制について講義をしていただき、夜勤をしている参加者と山田信也先生と懇談会を開いてきました。

今回の懇談会は、看護婦の夜勤規制が法律でつくられたり、ILOの夜勤条約の夜勤規制の国際的基準がつけられたり

最近では、トヨタが深夜労働をやめ、連続2交替制に移行する検討を始めるなどの動きがでるなかで問題点を明らかにして、夜勤規制の運動を広げる契機にしたいと思います。(事務局)

人間らしく働く労働条件を！



[大同特殊鋼から在職死亡をなくす会]

### 「なくせ在職死亡！」カンパ訴え

会社に「団体定期保険」加入をたす

「在職死亡をなくす会」は、発足以来職場から在職死亡をなくすため、調査活動など取り組み、そのなかで5人の遺族が労災申請を提出しました。

遺族を励まししながら、監督署交渉、署名運動を取り組みましたが、いずれも「業務外」とされました。

遺族の意志により、故松永安弘氏と故篠原慶人氏の2人について決定を不服として審査請求をすることになり、それぞれ 92.7.12、92.10.6 に労災保険審査官に審査請求書を提出しました。

現在未だ決定はでていません。

~~~~~

「もし私に万一の事があったら家族は……………」そういう心配なく安心して働ける職場をつくるものが、企業団体定期保険です————これは保険会社の宣伝文句です。

大同も加入しているか、どうか、労働組合に調査を申し入れたところ会社から加入しているとの回答してきました。

今後、明らかにすることは、なぜ本人に知らせないのか、補償額は、全額払うのか、過去の分は払うのか、等です。

(6/1、「なくす会」ニュース 抜粋)

天理大学・健康管理学・近藤雄二氏

## 新しい概念の「労働関連疾患」

第3回労働医学研究所総会記念講演

(NO. 48からつづく)

ちょうどこの時期、1985年ILOは、従来の古典的な職業病の範疇には入らない多要因性の疾患として、「労働関連疾患」という新しい概念を出した。

これは、作業特性だけではなく職場環境、労働者の特性などが関与して発症する疾患であり、多くの要因をつぶしていくなかで予防的対策をすすめてゆかねばならないと提唱した。

労働関連疾患の代表的なものとしては、心身症、高血圧症、虚血性心疾患、筋骨格系疾患がある。

「おいしいものでも食べすぎると下痢をおこす」のと同じように、一つ一つでは有害ではなくても、たくさん集まると有害となる要因が絡み合って発症する労働関連疾患は、作業特性、作業特性をつかんでそれに見合った対策をすすめてゆかねばならない。

法規則準拠型から、自主活動型に労働者みずからが安全衛生活動を展開してゆく必要がある。

## 「労働衛生」から「産業衛生」へ

1988年に安全衛生法が大改正された。特徴の一つは、検診項目が増え、「肝機能の悪いのがわかった」など、結核対策をターゲットとする検診項目から個人健康管理、成人病予防の視点が組み込まれた検診項目となるとともに、「すぐに『運動せよ』と産業医にいわれる」様に

なるなど職場から遊離した健康管理が行なわれるようになった。

個人の健康情報の管理が、しやすくなり、個別の労働者に対する生活指導・教育活動が強まった。

健康保持推進のためのガイドラインが出され、職場の中にそのためのスタッフを配置させる指導がされた。

個人の健康度を高めて成人病を予防する面が強まった。

産業医の安全衛生委員会への参加が義務となり、産業看護職が活動をはじめ「労働衛生」から「産業保健」へ、「労働を改善するよりは労働者に食生活など正しい生活のあり方を指導する」活動が中心になってきた。

## 「作業管理」が条文化される

1988年の改正には、こういう視点だけでなく、健康管理、作業環境管理、作業管理のうち「誰が何をするか」が定められていなかった「作業管理」が条文化された。

過度な疲労や、ストレスによってもたらされる健康障害を予防することを目的として、「一連続作業時間と休憩時間の適正化、作業量の適正化、作業姿勢の改善」をするという指導が国から出された。

従来、キーパンチ、金銭登録機、チェンソー、VDT など特定の業務に限られていた予防のための作業規制が、疲労やストレスが問題になるあらゆる職場に押し進められる法律の根拠ができた。

(NO. 51につづく)

(6/1 付「労働医学News NO.14」転載)

おねがい \* 加盟団体の労働組合・民主団体は、「第3回総会」にはぜひ代表または、  
安全衛生担当者の参加をお願いいたします。  
\* 非加盟の協力組合・民主団体からの参加も歓迎いたしますのでお申し出  
\* 下さい。また、「健康学校」の参加についてもご推奨をお願いします。

## 第4回 いのちと健康を守る学校

恒例のいのちと健康を守る運動の専門家・相談員の養成をめざす学校です。労働組合・民主団体の取り組みとして参加者の御推奨をお願いします。

日時……………10月23日(土)午後2時開講

10月24日(日)12時30分終了

会場……………「犬山館」(名鉄犬山線「犬山遊園」駅下車、徒歩5分)

参加費……………5000円(資料代等)当日受付でお受けします。

宿泊費……………10000円(1泊2食)当日受付でお受けします。

定員……………70名

申込み……………10月16日(土)までに氏名と所属団体名をFAX・TELで事務局まで御連絡ください。(FAX・TEL 052-322-0406)

日程と時間は次のとおりです。

(第1日)10月23日(土)

午後2時～6時30分

1. 講義「人間らしく生き働くための労働者の権利」

講師 西谷 敏 (大阪市立大学法学部教授)

2. 講義「『改正』労働基準法の問題点と今後の課題」

講師 佐久間 信司 (名古屋第一法律事務所・弁護士)

夕食後に、交流会をもちます。

(第2日)10月24日(日)

午前9時～10時50分

愛知働くものの  
いのちと健康を守るセンター 第3回 総会 を開催します

午前11時～12時30分

3. 講話「いのちと健康を守る運動の発展のために」

山田 信也 (名古屋大学医学部教授)

4. 修了証授与・閉会挨拶

名古屋〔過労死を考える家族の会〕

## 渡辺労災裁判を支援する会

10/26pm6:30 女性会館で結成総会

故・渡辺一夫さん（1927年生れ）は、1973年以来、k k 嘉戸工務店（名古屋市名東区）に現場「世話役」として勤務してきました。高血圧で治療を受けていたのですが、会社は何の配慮もせず現場での仕事を命じてきました。

1983年12月からは、地下鉄桜通り線工事のうち名駅工区を（元請「ハザマ」）担当し、1985年、1986年のころには深夜作業もつづき、身体の不調を訴えるようになってきました。

1988年12月13日未明、激しい胸痛を訴えて緊急入院し、治療の甲斐もなく18日に死亡されました。死因は急性心筋梗塞でしたが、劣悪な労働条件のもとでの長期にわたる過重な労働が原因となったものです。

妻の光子さんは、労災と認定しなかった労基署の決定の取り消しを求める裁判と、損害賠償請求を求める裁判の二つの裁判を名古屋地裁でやっています。

〔名水労〕第22回安全衛生学習会  
10/21～22、三河三谷「ひがき軒」  
講師：粥川裕平（名大医学部）

〔訂正〕「ニュースNO. 49」  
「いのちと健康を守る」学習交流集会の  
記事で、広瀬俊雄先生の肩書きに誤りがありましたので訂正します。

（誤）検診センター所長 （正）健診センター所長

〔労働省愛知労働基準局委託事業〕

## 労働衛生に関する健康相談窓口

医師が適切なアドバイスをします  
気軽にご利用ください

とき：毎月第2・第4火曜日

ところ：名古屋市医師会館内

名古屋地域産業保健センター

（名古屋市東区葵一丁目4番38号）

☎ (052) 937-7801

## 相談内容

労働衛生に関するものであれば、事業者・労働者の方、お気軽にどんなことでも御相談ください。

また、電話でも相談受付を致します。なお、相談内容については、秘密厳守です。

## 費用

労働省の委託事業ですので、無料です。

## 担当者

労働衛生相談医

## 名古屋市医師会館案内図

